

チェック項目		はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1		5	適切な活動スペースが確保できるように普段より整理整頓心がけています。またその日の利用児童の変動に合わせた最適な空間を提供できるようにつとめております。	
	2		5	国の基準を満たした人員数で児童発達管理責任者、児童指導員、保育士、専門職などの有資格者の配置をしております。	
	3		5	生活空間は、本人にわかりやすく構成化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	
	4		5	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、児童たちの活動に合わせた空間となっている	
業務改善	5		5	業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参加している	
	6		5	保護者様向け評価表を活用するなどよりアンケート調査を実施して保護者様の意向等を把握し、業務改善につなげている	
	7		5	事業所向け自己評価表及び保護者様向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	今後も公式Webサイトで公開していきます。
	8		5	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	第三者からの評価受審については今後の検討課題として検討していきます。
	9		5	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	
適切な支援の提供	10		5	アセスメントを適切に行い、児童と保護者様のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	
	11		5	児童の適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	
	12		5	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」「発達支援（本人支援及び移行支援）」「家族支援」「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	
	13		5	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	
	14		5	活動プログラムの立案をチームで行っている	
	15		5	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	
	16		5	児童の状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	
	17		5	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	
	18		5	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	
	19		5	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	
20		5	定期的なモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している		
関係機関や保護者様との連携	21		5	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその児童の状況に精通した最もふさわしい者が参加している	
	22		5	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	
	23		5	（医療的ケアが必要な児童や重症心身障がいのある児童等を支援している場合）地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	事業所は重症心身障害以外の児童が対象となっていることもあり、今後受け入れ希望があった場合は、慎重に検討し、受け入れ体制・事業所のあり方について模索してまいります。
	24		5	（医療的ケアが必要な児童や重症心身障がいのある児童等を支援している場合）児童の主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	事業所は重症心身障害以外の児童が対象となっていることもあり、今後受け入れ希望があった場合は、慎重に検討し、受け入れ体制・事業所のあり方について模索してまいります。
	25		5	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校（幼稚部）等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	
	26		5	移行支援として、小学校や特別支援学校（小学校）との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	
	27		5	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	
	28		5	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流などの外部の児童と活動する機会がある	今後、保護者様のご意見を伺いながら交流の機会を設けるなど検討してまいります。
	29		5	（自立支援）協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	
	30		5	日頃から児童の状況を保護者様と伝え、児童の発達状況や課題について共通理解を持っている	
保護者様への説明責任等	31		5	保護者様の対応力の向上を図る観点から、保護者様に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）の支援を行っている	
	32		5	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	
	33		5	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら、保護者様から児童発達支援計画の同意を得ている	
	34		5	定期的に、保護者様からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	
	35		5	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催したりするなどにより、保護者様同士の連携を支援している	保護者様のご意見に配慮しながら、保護者様同士・職員との交流の機会を検討してまいります。
	36		5	子どもや保護者様からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、児童や保護者様に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	
	37		5	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を児童や保護者様に対して発信している	
	38		5	個人情報取扱いに十分注意している	
	39		5	障がいの児童や保護者様との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	
	40		5	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	保護者様のご理解やプライバシーに配慮しながら地域交流の機会を検討してまいります。
非常時等の対応	41		5	緊急時対応マニュアル、防災マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者様に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	
	42		5	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	
	43		5	事前に、服装や予防接種、てんかん発作等の児童の状況を確認している	
	44		5	食物アレルギーのある児童について、医師の指示書に基づく対応がされている	
	45		5	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	
	46		5	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	
	47		5	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、身体的に決定し、児童や保護者様に事前に十分に説明し理解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	利用契約書に準じ、原則身体拘束をおこないませんが万が一自傷や他害行動などにより支援に支障をきたすと考えられる場合に限りやむを得ず身体拘束に踏み切る場合には、児童や保護者様に十分な説明を行い承諾を得て支援計画に記載しております。